

# かみふらの 農業委員会だより

令和8年1月25日 第15号  
発行；上富良野町農業委員会

新年を迎えて

上富良野町農業委員会  
会長 井村 昭次



新年明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、健やかに新春を迎えたこととお慶び申し上げます。

農業者の皆様には、令和7年4月より農業関係法令の改正に伴い、農地の売買、賃貸は原則農地バンク（北海道農業公社）経由となり、農地の権利移動の事務手続きが変更となりましたことに対しまして、ご理解とご協力を賜りましたこと、心より御礼申し上げます。

昨年の農作業においては、春先に多少の遅れはありましたが、播種作業、移植作業ともに順調に推移されたと思います。6月から8月にかけては高温と干ばつに見舞われ、夏作においては大きく影響を受け減収となり品質低下を余儀なくされ、8月以降断続的な降雨により収穫作業の遅れ、秋まき小麦の播種作業の遅れなど、大変苦労されたことと思います。作柄については、畠各作物において減収となり残念な結果が見られました。

担い手の減少、高齢化の進行、地域における労働力不足に加え、異常気象の頻発化は深刻な問題であり、食料の安定供給や農業の経営基盤の強化を図るためにも、農業経営の収益力を高め、農業者の所得向上に向けた取り組みとして、上川地方の農業委員会と連携しながら、国などに強く要望しているところです。

また、持続可能な農業経営を実現するためには、生産性向上の基礎となる農地の集積、集約化が重要であり、地域の皆様や農用地利用改善事業実施組合と連携を図り、農業委員会として農地利用の最適化に取り組んでまいります。

今年一年の皆様のご健勝、ご活躍、秋の豊穫をご祈念いたしまして、新年を迎てのご挨拶といたします。

発行日/毎週金曜日 購読料/月額700円



おもな内容は

- 1頁…新年のご挨拶
- 2頁…農業委員の募集、道内視察研修報告
- 3頁…作柄状況調査、農地パトロール
- 4頁…農地の売買・貸借の仕組みが変わりました

## 農業委員会委員の募集

令和8年7月19日付の任期満了（3年間）で改選されることに伴い、農業委員会委員候補者を13人募集します。

委員構成については、利害関係ない人が1人以上、認定農業者、認定農業者に準ずる者が過半数であることになっています。

- ①委員任期 3年（令和8年7月20日～令和11年7月19日）
- ②募集期間 3月2日（月）～3月30日（月）
- ③応募資格 農業に関する識見を持ち、農地利用の最適化の推進など農業委員会の職務を適切に行うことができる人
- ④応募方法
  - ・町内に居住する3人以上の農業者が農業者が組織する団体による推薦
  - ・個人による応募
- ⑤推薦・応募を受けた人の公表 法律により応募期間中と期間終了後には町ホームページで公表します。

## 農業委員の道内視察研修報告

農業委員会の農地流動化推進委員会では、去る11月5日～11月6日の2日間、道内視察研修に行ってまいりましたので、視察研修の概要を報告いたします。

◆北海道エア・ウォーター・アグリ（株）江別工場  
加工野菜の工場で、かぼちゃ、馬鈴薯のダイスカットに特化した工場であり、見学時には、かぼちゃを1日15t～20tの原材料をキズ、ガンベ等を4名でトリミングし、20mmのサイコロ状にカット、冷凍する工程を見学してきました。上富良野町産の早出のかぼちゃも使用しているとの事でした。

◆公益財団法人北海道農業公社（本所）  
農地中間管理事業や担い手育成センターの取組みの内容について、担当職員から具体的な説明を受けながら、意見交換を行いました。今年度から農地バンク法による農地の権利移動（売買・賃貸）と法改正されましたが、農家への大きなメリットは見えないとの声も、、、

◆札幌市中央卸売市場青果部  
早朝から札幌市中央卸売市場の野菜競りを間近で見学し、市場内は混雑と活気に満ちていました。年々、物量は減少しているとの事でした。

◆北海道クボタ EXPO & KUBOTA AGRI WEEK  
近年の猛暑対策の大豆栽培の講演会や施設園芸でのスマート農業、食育に関するイベントを見学してきました。



## 農作物の作柄状況調査

町内の農作物の生育状況や農作業の進捗状況等について、9月4日に現地確認を行いました。

町長、副町長、農業振興課、町議会議員らと共に、町内5か所、それぞれの圃場で耕作者から生育状況等の説明を聞きながら、今年の農作物を確認しました。

水稻（直播、移植）、大豆、小豆、甜菜（直播、移植）馬鈴薯（加工芋）の農作物をそれぞれ現地で確認し、多くの作柄で生育がやや早い状況が確認されました。高温と7月の少雨による影響もあるとのことでした。

例年、馬鈴薯については、実際に現地で収量を量りますが、今年は前日の大雨の影響により、圃場には入らず、耕作者から生育状況等の聞き取りのみとなりました。



## 農地パトロール及び農地利用状況調査

農業委員会では、農地利用の最適化を推進するため「農地パトロール」と「農地利用意向調査」を毎年実施しています。今年は10月9日に副町長も同行のうえ、実施しました。

この調査は、農地法第30条に基づき、町内の農地の利用状況の確認、遊休農地の発生防止・解消及び農地の違反転用の実態を把握するために行ってています。

耕作が出来るように管理されていない農地については、雑草が繁茂して、害虫発生の温床となり、周辺の農地に悪影響を及ぼします。また、ごみの不法投棄など生活環境への悪影響も懸念されますので、適正な管理をお願いいたします。

また、農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる場合は、利用意向調査を行っており、状況によっては是正勧告も行います。



農地の所有者等は、農地を「農業上の適正かつ効率的な利用を確保する」義務（農地法第2条）がありますので、ご理解いただき適正な管理をお願いいたします。

# 農地の売買・貸借の仕組みが変わりました！

関係法令の改正（※1）に伴い、令和7年4月から農地の売買、貸し借りは、原則として北海道農業公社（農地バンク）経由になりました。

※1 農業経営基盤強化促進法改正に伴うものです。また、農地法第3条に基づいて農業委員会の許可を受けて権利設定を行うことは可能です。

農地バンク…改正農業経営基盤強化促進法（売買、貸借）



※2 売買（農地売買等事業）①貸付タイプ…基本5年の期間を貸付後に売渡  
②即売タイプ…すぐに買入、売渡

※3 貸借（農地中間管理事業）…基本10年の期間で貸し借りの契約となります

売買（農地売買等事業）及び貸借（農地中間管理事業）の特徴やメリット

## ◎農地売買等事業

- ・譲渡所得税に係る特別控除制度により、即売タイプで農用地区域内の農用地を売った場合の課税の特例として800万円の特別控除があります。貸付タイプで農用地区域内の農用地を買入協議に基づき譲渡した場合は1,500万円の特別控除があります。
- ・所有権移転登記申請手続きは、農業公社が行います。登記申請における登記手数料の負担はありません。登録免許税は必要となります。
- ・農地売買等事業を活用する方に北海道農業公社に手数料（出し手は価格の2%、受け手は価格の1%）を負担していただきます。

## ◎農地中間管理事業

- ・複数の所有者の農地を貸借しても、賃料支払先は農業公社1か所で済みます。
- ・農地所有者への賃料は、農業公社が確実にお支払いします。
- ・農地中間管理事業を活用する方には北海道農業公社に手数料の負担はありません。

### ◆売買（農地売買等事業）

#### ①貸付タイプ

農地を売りたい  
出し手

買入

農業公社

基本5年貸付後に売渡

貸付後に購入  
受け手

5年間賃料支払  
5年後に売渡

#### ②即売タイプ

農地を売りたい  
出し手

買入

農業公社

売渡

すぐに購入  
受け手

土地代金の支払  
概ね6ヶ月以内

### ◆貸借（農地中間管理事業）

農地を貸したい  
出し手

基本10年借入

農業公社

基本10年貸付

農地を借りる  
受け手

毎年11月30日  
賃料を口座支払